

各 位

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

**足場の組立て等作業主任者能力向上教育 ご案内**

足場等からの墜落防止対策の強化を図るため、足場、架設通路及び作業構台からの墜落及び落下防止措置等に関し、労働安全衛生規則の一部が改正され、平成21年6月1日から施行されました。

特に悪天候の後に行う「足場の点検」については、点検結果を記録し保存すること、また、作業開始前の足場の点検についても義務づけられました。点検者については、労働安全衛生法第19条の2に基づく「足場作業主任者能力向上教育」を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名することとされました。

この主旨を踏まえ、「足場の組立て等作業主任者」の資格を有している方を対象として「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を下記のとおり実施いたしますので、資格が必要な方はこの機会に是非受講いただきますようご案内申し上げます。

**1. 講習日時**

日 程	講 習 会 場
令和2年10月21日（水）9：00～17：00	滋賀県建設会館 大津市におの浜1丁目1-18

**2. 受講対象者**

足場の組立て等作業主任者技能講習修了者

※申込書に修了証のコピーを添付して下さい。

**3. 受講料（テキスト代含）**

会 員	非 会 員
合 計 8,410円	合 計 8,910円

**4. 申込方法**

- (1) 講習初日の10日前までに所定の受講申込書に所要の事項を記入し、受講料及び最近6ヶ月以内に撮影した正式な証明写真（上半身無帽）〔3.0cm×2.5cm〕1枚（スナップ写真等は不可、個人で撮影したデジタルカメラ写真等も不可）を貼付し、本人確認書類写し（免許証等現住所確認できるもの）を添えてお申し込み下さい。

申込書への記入は、必ずボールペンをご使用下さい。フリクションボールペン・鉛筆・シャープペンシル等で記入しないで下さい。記入に訂正がある場合は、必ず訂正箇所に二重線を引き、（申請者事項は申請者印、事業主証明事項は事業主印を）押印して下さい。

- (2) 受講料は、講習日の10日前までに以下の口座にお振込みいただくか、事務局窓口にてお支払いください。

振込口座 滋賀銀行本店 普通預金 755278  
名 義 建設業労働災害防止協会滋賀県支部 宛

- (3) 一旦提出した受講申込書及び受講料等については、返還いたしませんので予めご了承下さい。  
(4) 申込受付は、講習会10日前（営業日）もしくは 定員 40 名になり次第締め切りますのでご了承ください。

## 5.申込方法

下記の窓口・郵送いずれかの方法でお申込み下さい。

### 窓 口

- 〔会 員〕 滋賀県建設業協会の各支部又は建災防滋賀県支部（6.お問い合わせ先）窓口まで  
〔非会員〕 建災防滋賀県支部（6.お問い合わせ先）窓口まで

### 郵 送

〔共 通〕 申込書に本人確認書類を添えて建災防滋賀県支部（6.お問い合わせ先）まで郵送。

申込書は滋賀県建設業協会のHPよりダウンロードできます

〔 <http://www.yumeken.or.jp/> 〕 → トップページ右の講習会等 → 建災防主催 をクリック

## 6.お問い合わせ先

建設業労働災害防止協会滋賀県支部事務局

〒520-0801

大津市におの浜一丁目1番18号 滋賀県建設会館1階

電話 077-522-3232 Fax 077-522-7743

### 〔参 考〕

#### ■CPDS・CPD 認定教育

当教育はCPDS（全国土木施工管理技士会連合会）・CPD（日本建築士会連合会及び建設業振興基金）の認定教育です。受講証明書の発行を希望される方は申込書にご記入下さい。

#### ■受講者の取り消し又は欠席について

受講の取り消し又は欠席による受講料は、原則返却いたしません。

#### 遅刻等の取扱い及び注意事項について

- (1)原則、遅刻は認めません。遅刻した場合は講習開始から20分まで入場を認めます。遅刻した場合は遅刻時間数分だけ補講を受講していただきます。  
(2)講習開始後20分以上遅刻した場合は、受講を認めません。遅刻による受講不可の場合及び欠席の場合は、受講料は返金いたしません。  
(3)公共交通機関等の大幅な乱れや災害により受講が不可能になった場合は、受講料を返金いたしません。  
(4)受講者が定員を大幅に下回る場合は、中止する場合がございますのでご了承下さい。その際は受講料を返金いたします。